2019年9月14日（土）

近鉄文化サロン上本町

年号の歴史と文化

第１回　年号以前――中国で年号制度ができるまで

佐藤　信弥

（立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所　客員研究員）

はじめに

○年号の制度……中国から日本へと伝来。
○中国ではどのようにして年号の制度ができたのか？
○年号以前はどのように年数や時を数えていたのか？

１．殷代

○殷代の史料……甲骨文と金文（青銅器の銘文）。

○王の在位年で数えていた。

- 月は数字で数え、日は甲子・乙丑などの干支で数える。
- ［02］［03］の「彡日」はその時に王室で行われていた祭祀を示す。
- ［02］［03］の征伐記事はその年の事件を示す。→大事紀年へ。
- 殷王の在位年……「夏商周断代工程」で殷に遷った盤庚以後の在位年を追究。

[01] 癸丑卜す、貞う。今歳禾を受けんか。引吉。八月に在り、<u>隹れ王の八祀</u>。（合集 37849）

[02] ……□の麓に于いて白兕を獲たり。に㲋し、……二月に在り、<u>隹れ王の十祀</u>、彡日す、王、来たりて盂方伯の□を征す。（合集 37398）

[03] 〈小臣俞尊〉丁巳、王、夒京を省す。王、小臣俞に貝を賜う。隹れ王、来たりて夷方を征す。隹れ<u>王の十祀又五</u>、彡日す。（集成 5990）

○祀・歳・年……祀は祭祀の周期に由来し、歳・年は農業に由来する。

※五祀周祭……殷末に行われた殷王室の祖先祭祀の方式。彡・翌・祭など五種の祭祀を36旬（360日）ないしは37旬（370日）かけて実施する。

[04] 〈『爾雅』釈天〉載は、歳なり。夏を歳と曰い、商を祀と曰い、周を年と曰い、唐虞

を載と曰う。歳の名なり。

[05] 貞う、来歳(らいさい)其れ年(みのり)を受けんか。(合集 9658 正)

[06] 辛未(しんび)卜す、〔王〕、今自(よ)り三歳□を執(と)る母(な)きか。(合集 20796)

[07] □戌卜す、出(しゅつ)貞う、今自り十年有五、王□……(合集 24610)

○中国古代の暦……太陰太陽暦(たいいんたいようれき)(現在の日本では太陽暦を使用)

- 月齢を基準とした暦。
- 大月(だいげつ)(30 日の月)と小月(しょうげつ)(29 日の月)を交互に配置……1 年＝354 日。
- ただし殷代の大月には 31 日の月もあるとされる。
- 「正月」の称は既に存在。
- 19 年に 7 度閏月を配置し、太陽暦との調整を図る。
- 殷代では時期によって年中置閏(ちじゅん)ではなく年末置閏が行われた。
  ……十三月だけでなく十四月も。→観象授時(かんしょうじゅじ)による修正。
- 殷代の 1 年(＝一祀)……五祀周祭の周期を利用して太陽年に近い日数に調整する。
  →36 旬一巡と 37 旬一巡を交互に実施すれば、平均で一祀が 365 日となる。

[08] 甲戌(こうじゅつ)卜す、王貞う、翌乙亥(いつがい)、小乙(しょういつ)に于いて憂い無きか。正月に在り。(合集 23114)

[09] 癸卯(きぼう)卜す、古(こ)貞う、王、黍の侯(きびのこう)に于いて黍の年を受けんか。十三月。(合集 9934 正)

[10] 戊午(ぼご)、□貞う、王、大戊(たいぼ)を賓して戠(しょく)するに憂い無きか。十四月に在り。(合集 22847)

２．西周時代

○王の在位年で数える、干支で日数を示すなど、殷制を継承。

- 「祀」は祭祀の周期の意味が失われ、「年」と同義となる。
- 「元年」の登場。

[11] 〈小盂鼎(しょううてい)〉隹れ八月既望(きぼう)、辰(しん)は甲申(こうしん)に在り、昧爽(まいそう)、三左三右多君(さんささんゆうたくん)、入りて服酒(ふくしゅ)す。明(めい)に、王、周廟(しゅうびょう)に格(いた)る。……隹れ王の廿(にじゅう)又五祀。(集成 2839)

[12] 〈師獣簋(しき)〉隹れ王の元年正月初吉丁亥(しょきつていがい)、伯龢父若(はくわほま)ず曰く、「……」。(集成 4311)

○月相(げっそう)の登場

- 月齢を示すもの。
- 主に初吉(しょきつ)・既生覇(きせいは)・既望・既死覇(きしは)の四つ。
- 王国維(おうこくい)の四分説(しぶんせつ)……この 4 つがそれぞれ 1 ヶ月のうち 7～8 日間を占める。
- 夏商周断代工程……初吉は 1 日～10 日、既生覇は新月(1 日)～満月(15 日)、既望は満月の少し後、既死覇は満月が大きく欠けだしてから完全に見えなくなるまでを指す。

[13]〈晋侯蘇鐘〉隹れ王の卅又三年、王、親ら東国・南国を遹省す。正月既生覇戊午、王、歩するに宗周自りす。二月既望癸卯、王、入りて成周に格る。二月既死覇壬寅、王、續ぎて東に往く。三月方死覇、王、葬に至り、分行す。……（銘図15298～15313）

○西周の暦譜復原

・王年・月・月相・干支が揃っている金文・文献が対象。

・研究者個人や夏商周断代工程によって進められる。

……新たな金文が公表されるたびに暦譜の修正が迫られる。

・「王の×年」……一世一元なら本来は年号の名称は不要。

・王以外の紀年……共和紀年。『史記』十二諸侯年表では共和元年～十四年を記録。

※西周第10代厲王は暴君であり、反乱によって国を追われた。その子宣王が即位するまで14年間共伯和（金文の伯龢父・師龢父）による「共和の政」が行われた。

・夏商周断代工程では、踰年改元と立年改元の両方のパターンがあったと想定。

※現在の日本では立年改元。

○年末置閏の採用

・西周では年末置閏を採用した＝年中置閏が行わなかったとされる。

・十四月は春秋前期まで見られ、暦譜復原の妥当性に疑問を抱かせる要因となっている。

[14]〈叔夨方鼎〉隹れ十又四月、王、酌し、大いに𥙿し、𠦪りて、成周に在り。……（銘圖2419）

[15]〈呉虎鼎〉隹れ十又八年十又三月既生覇丙戌、王、周の康宮夷宮に在り。……（銘図2446）

[16]〈鄧公簋〉隹れ十又四月、王、侯□に在り。……（集成3858　春秋早期）

[17]〈鄀公緘鼎〉隹れ十又四月既死覇壬午、下鄀雍公緘、尊鼎を作る。……（集成2753）

○大事紀年……その年におこった事件でもって年を表す。

・編年記（年表）の作成や、年に名前をつけるという発想につながる。

・ただし西周の段階では、銘文の文脈に合わせたものとなっている。

[18]〈中方鼎〉隹れ王、南宮に命じて反せる虎方を伐たしむるの年……（集成2751～2752）

[19]〈軗甗〉隹れ十又一月、王、南宮に命じて虎方を伐たしむるの年……（銘図3363）

[20]〈旅鼎〉隹れ公大保、来たりて反せる夷を伐つの年、十又一月甲申に在り……（集成2728）

[21]〈士上卣〉隹れ王、大いに宗周に禴し、延きて莽京に饔するの年、五月既望辛酉に在り、王、士上眔び史寅に命じて成周に殷せしむ。……（集成5421～5422）

[22]〈作冊魖卣〉隹れ公大史、宗周に見服するの年、二月既望乙亥に在り、公大史、辟王に見服するを咸え、多正に遍す。……（集成 5432）

[23]〈曶鼎〉……昔饉えし歳、匡の衆厥の臣廿夫、曶の禾十秭を寇す。……（集成 2838）

○初吉丁亥問題

- ［12］のように、金文で「初吉丁亥」の日付が割合に多く見える。
- 「初吉丁亥」が縁起のいい日付と認識されており、架空の日付？

３．春秋・戦国時代

○西周の紀年・紀時を継承。

……［26］のように「（正月）初吉丁亥」の日付が選択されているものが多い

[24]〈子犯鐘〉隹れ王の五月初吉丁未、子犯、晋公を佑け、左右して其の邦に来復す。……（銘図 15200～15215）

[25]〈叔夷鐘〉隹れ王の五月、辰は戊寅に在り、淄涶に師す。……（集成 272～284）

[26]〈晋公盆〉隹れ王の正月初吉丁亥、晋公曰く、「我が皇祖唐公、大命を〔膺〕受し、武王を左右す。……」（集成 10342）

○諸侯の紀年も存在。

- ［29］は楚の恵王熊章の 56 年（前 433 年）とされる。
- 国ごとに独自の月名が存在。……次項の［30］［32］［34］［35］。

[27]〈鄀公平侯鼎〉隹れ鄀の八月初吉癸未、鄀公平侯自ら尊鋙を作る。……（集成 2771～2772）

[28]〈者汈鎛〉隹れ越の十有九年、王曰く、「者汈、……」。（集成 120～132）

[29]〈楚王酓章鎛〉隹れ王の五十又六祀、西陽自り返り、楚王酓章、曾侯乙の宗彝を作る。……（集成 85）

○大事紀年（以事紀年）も踏襲。

- 金文のほか、竹簡に多く見える。
- 銘文・文書等の文脈に関係なく、公的な紀年に近いものになっている。
- 内容は斉の立事歳（執政となった年）のほか、使者の来訪や征伐など。

[30]〈国差𦉜〉国佐、事に涖むの歳、戉の丁亥、……（集成 10361）

[31]〈陳璋𦉜〉隹れ王の五年、鄭昜・陳得、再び事に涖むの歳、孟冬戊辰、（集成 9975）

[32]〈燕客問量〉燕客の臧嘉、王を蔵郢に問うの歳、享月己酉の日、……（集成 10373）

[33]〈燕王職矛〉燕王職、斉を残するの歳……（集成 11525）

[34]〈鄂君啓節〉大司馬昭陽、晋師を襄陵に敗るの歳、夏层の月、乙亥の日……（集成 12113）

[35] 大司馬昭陽、晋師を襄陵に敗るの歳、夏柰の月、庚午の日……（包山簡第 115 簡）

※六年、楚、柱国昭陽をして兵を将いて魏を攻めしむるに、之を襄陵に破り、八邑を得たり。(『史記』楚世家)

[36] 大莫囂陽為、長城に戦うの［歳］（葛陵簡甲三 36）

※烈公十二年、王、韓景子・趙烈子・翟員、斉を伐ち、長城に入る。（古本『竹書紀年』）

○大事紀年から年表へ

・魯の『春秋』や魏の『竹書紀年』のような年表形式の史書が作られる。

・『春秋』によると、魯侯は踰年改元が原則。

→漢代の儒家は、天子・諸侯は踰年改元を原則とすると解釈。

・『竹書紀年』は五帝・夏・殷・西周・晋・魏の年代記からなるとされるが、早くに散佚し、現在は佚文が残るのみ。……［36］※

[37]『春秋』僖公二十一年（前 639 年）

二十有一年春、狄、衛を侵す。

宋人・斉人・楚人、鹿上に盟す。

夏、大いに旱す。

秋、宋公・楚子・陳侯・蔡侯・鄭伯・許男・曹伯、盂に会す。宋公を執らえて以て宋を伐つ。

冬、公、邾を伐つ。

楚人、宜申をして来たりて捷を献ぜしむ。

十有二月癸丑、公、諸侯に会して薄に盟し、宋公を釈す。

○君主の在位中の改元。

・［38］は魏の恵王（恵成王）の例。

・［39］は秦の恵文王の例で、称王を機とする改元。

[38] 恵王三十六年にして改元し、一年従り始め、十六年に至りて恵成王卒すと称す。魏の恵王に亦た後元有り。（古本『竹書紀年』）

[39] 十三年四月戊午、魏（秦の誤？）君、王と為り、韓も亦た王と為る。……十四年、更めて元年と為す。

４．年号の誕生

○秦の年表……睡虎地秦簡『編年記』

・湖北省雲夢県の睡虎地秦墓 11 号墓より出土……下級官吏の喜の墓。

・昭王元年（前三〇六年）に始まり、今三十年（前二一七年）で終わっている。

……秦王から始皇帝になった時に改元していない。

・国家の歴史とともに喜のライフヒストリーを並記。

・前漢墓からも昭王元年から始まる同種の『編年記』が複数発見されている。

……元になる年表が頒布されていた？

[40] 睡虎地秦簡『編年記』（抜粋）

卌五年、大野王を攻む。十二月甲午鶏鳴の時、喜 産まる。

卌七年、長平を攻む。敢 産まる。

廿八年、今、安陸を過る。

○始皇帝の改制

・正月歳首をやめ、十月を年始とする。

・「正月」の名称も「端月」に改める。……始皇帝の名の「政（正）」より。

[41] 二十六年、……年始を改め、朝賀は皆な十月朔自りす。（『史記』始皇本紀）

○漢代の改元。

・前漢の文帝に前元（16 年）と後元（7 年）がある。

……「人主延寿」の玉杯を得たのがきっかけ。

→祥瑞がきっかけとなったのは、年号制度導入後の改元と同様。

・景帝に前元（7 年）・中元（6 年）・後元（3 年）がある。

……一世一元は長すぎるという意識が出てきた？

[42] 十七年、玉杯を得、刻して「人主延寿」と曰う。是に於いて天子始めて更めて元年と為し、天下をして大いに酺せしむ。（『史記』孝文本紀）

○武帝の時代に年号制度が開始される。

・建元（6 年）・元光（6 年）・元朔（6 年）・元狩（6 年）・元鼎（6 年）・元封（6 年）・太初（4 年）・天漢（4 年）・太始（4 年）・征和（4 年）・後元（2 年）の年号。

・ただし当初は「一元」「二元」～と機械的に改元し、遡及的に年号を定めたとされる。

・最初の年号については諸説ある。……元鼎説、建元説、太初説

・武帝の五元三年＝元鼎三年（前 114 年）に建元・元光・元狩の年号が定められ、六元元年＝元封元年（前 110 年）五月に元鼎・元封の年号が定められた。

・各元の間に発生した祥瑞や事件＝大事によって名づける。

……流れ星・一角獣・宝鼎の出現、封禅の施行など。

・出土資料で「建元」などの年号を表記したものが存在。

……偽作？　同時代ではなく後代に書かれた？　字釈に誤りがある？

・元年の年始から使用された年号としては太初（前 104～101 年）が最初？（辛徳勇の説）

・ただし武帝の後元（前 88～87 年）と昭帝の始元（前 86～81 年）は、年号に固有の名称を定めるという制度がまだ根付いていなかったことを示す。

[43] 其の後三年、有司言えらく、元は宜しく天瑞を以て命づくべし、宜しく一二を以て数うべからず。一元を「建」と曰い、二元は長星を以て「光」と曰い、三元は郊するに一角獣を得るを以て「狩」と曰うと云う。(『史記』封禅書)

※「其の後三年」は元鼎三年を指す。元光と元狩の間に元朔があるので、「三元」は誤り？

[44] 其の夏六月中、汾陰の巫錦、民の為に魏脽の后土を祠らんとするに、営旁に地の鉤の如くなる状を見、掊視して鼎を得たり。……五月、反りて甘泉に至る。有司言えらく、宝鼎の出づるもて元鼎と為し、今年を以て元封元年と為さん、と。(『史記』封禅書)

〇年号の導入とともに改暦

・太初暦への改暦の際に太初に改元。……年号と暦との一体性を示す。

・始皇帝以来の十月歳首を正月歳首に改める。

[45] 夏、漢、暦を改め、正月を以て歳首と為して、色は黄を上び、官名は印章を更むるに五字を以てし、太初元年と為す。(『史記』封禅書)

おわりに

〇前漢以前は一世一元。……君主の在位年でもって数える。

→一世一元ならば本来君主の名号で呼べばよく、固有の名称は不要。

→中国の明・清は年号が皇帝の通称となり、明治以降の日本は年号を天皇の追号とする。

〇年号は本来一世一元を否定する制度。……君主の治世を複数に分割する。

→大事紀年が年号に固有の名称をつけるという発想に影響？

〇年号と暦との一体性

……日本では年号の廃止に否定的な人が多いが、本来西暦と結びつくはずのグレゴリオ暦と年号を併用していることについては無頓着。

参考文献

［著録略称］
○合集：郭沫若主編、中国社会科学院歴史研究所編『甲骨文合集』（中華書局、1977～1982年）
○集成：中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』（中華書局、2007 年修訂増補本）
○銘図：呉鎮烽編『商周青銅器銘文暨図像集成』（上海古籍出版社、2012 年）

［和文］
○工藤元男『占いと中国古代の社会―発掘された古文献が語る―』（東方選書、2011 年）
○名和敏光「中国出土資料紀年考」（水上雅晴編、髙田宗平編集協力『年号と東アジア―改元の思想と文化―』、八木書店、2019 年）
○多田伊織「受命と改元―漢末の改元をめぐって―」（水上雅晴編、髙田宗平編集協力『年号と東アジア―改元の思想と文化―』、八木書店、2019 年）

［中文］
○王国維「生覇死覇考」（『観堂集林』巻 1、中華書局、1959 年。初出 1912 年）
○夏商周断代工程専家組編著『夏商周断代工程 1996―2000 年階段成果報告・簡本』（世界図書出版公司、2000 年）
○常玉芝『殷商暦法研究』（吉林文史出版社、1998 年）
○宋鎮豪『夏商社会生活史』（中国社会科学出版社、2005 年）
○陳偉等著『楚地出土戦国簡冊［十四種］』（武漢大学出版社、2016 年）
○陳偉主編『秦簡牘合集』（武漢大学出版社、2014 年）
○方詩銘・王修齢撰『古本竹書紀年輯証（修訂本）』（上海古籍出版社、2005 年）

図版

[01]

[03]

[10]

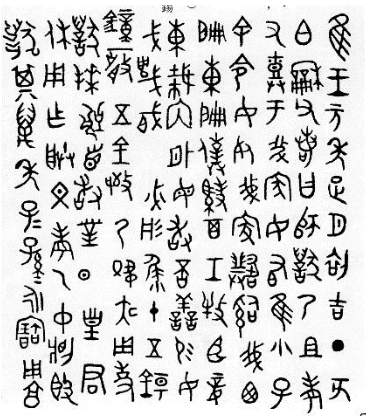

[12]

[14]

[24]

[34]

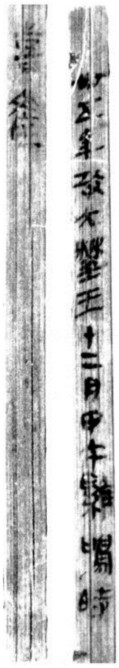

[40]

朝代	王	年代（公元前）	年　数
商后期	盘庚（迁殷后） 小辛 小乙	1300—1251	50
	武丁	1250—1192	59
	祖庚 祖甲 廪辛 康丁	1191—1148	44
	武乙	1147—1113	35
	文丁	1112—1102	11
	帝乙	1101—1076	26
	帝辛（纣）	1075—1046	30
西周	武王	1046—1043	4
	成王	1042—1021	22
	康王	1020—996	25
	昭王	995—977	19
	穆王	976—922	55（共王当年改元）
	共王	922—900	23
	懿王	899—892	8
	孝王	891—886	6
	夷王	885—878	8
	厉王	877—841	37（共和当年改元）
	共和	841—828	14
	宣王	827—782	46
	幽王	781—771	11

夏商周断代工程　夏殷周年表

	楚月名
四　月	[illegible]𡱝
五　月	夏𡱝
六　月	享月
七　月	七月・夏栾
八　月	八月
九　月	九月
十　月	十月
十一月	—
十二月	献馬
正　月	冬栾
二　月	屈栾
三　月	遠栾

楚の月名（工藤元男）